

## ダイオキシン類対策委員会設置要領

### (設置)

第1条 本市が設置する廃棄物焼却施設内作業における労働者のダイオキシン類へのばく露防止対策の徹底を図るため、厚生労働省通達（平成13年4月25日付基発第401号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、以下「対策要綱」という。）に基づき、ダイオキシン類対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 対策委員会が所掌する事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画及びその具体的な推進方法の策定に関すること。
- (2) 対策要綱に定める、事業者が講ずべき措置の実施に関すること。
- (3) その他対策委員会が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 対策委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、廃棄物施設維持課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、会長が指名する。
  - (1) 産業医
  - (2) 衛生管理者
  - (3) 清掃工場対策責任者（工場長又は工場長の指名する者）
  - (4) 運転受託事業者対策責任者

### (会議)

第4条 対策委員会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、関係者を対策委員会に出席させることができる。

### (庶務)

第5条 対策委員会の庶務は、環境局資源循環部廃棄物施設維持課において処理する。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年1月18日改正)

この要領は、平成14年1月18日から施行する。

附 則 (平成19年12月7日改正)

この要領は、平成19年12月7日から施行する。

附 則 (平成20年12月5日改正)

この要領は、平成20年12月5日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

て

附 則 (平成23年4月1日改正)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日改正)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。